

選挙運動用自動車等の道路の交通の規制に関する適用除外車両としての取扱要領について（例規通達）

平成13年10月3日
広交規第828号・広捜二第324号警察本部長

改正 平成16年12月広交規第1167号・広捜二第1825号 平成27年11月広交規第1957号・広捜二第1653号
各部長・参事官
各所属長

公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づき、選挙運動の期間中における選挙運動又は政治活動の遂行のために使用中の自動車（以下「選挙運動用自動車等」という。）については、選挙運動及び選挙における政治活動の特殊性にかんがみ、道路の交通の規制に関する告示（昭和42年広島県公安委員会告示第69号。以下「告示」という。）の規定により、道路の交通の規制の一部に関して適用除外車両とされていたところであるが、この度、告示が廃止され、道路の交通の規制に関する適用除外車両に関する事項が、平成13年10月3日から広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号。以下「細則」という。）に規定された。

細則中の用語の意義等は次のとおりであるので、部下職員に周知徹底し、誤りのないようにされたい。

なお、選挙運動用自動車及び政治活動用自動車の道路の交通の規制に関する適用除外車両としての取扱要領について（平成5年10月13日付け広交規第723号、広捜二第687号）は、平成13年10月2日限り廃止する。

記

第1 細則における用語の意義

細則における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 「公職選挙法に基づき」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係るものであることをいう。
- 2 「選挙運動の期間」とは、公職選挙法第129条に規定する選挙運動の期間（公職の候補者の届出等のあった日から当該選挙の期日（投票日）の前日まで）をいう。
- 3 「選挙運動又は政治活動の遂行のために使用中の自動車」とは、公職選挙法第141条第5項の規定により当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の定めるところの表示をしている自動車で公職選挙法に基づく選挙運動のために使用中のもの及び選挙運動の期間中に政治活動ができる政党その他の政治団体の自動車のうち公職選挙法第201条の11第3項の規定により総務大臣等の定めるところの表示をし、公職選挙法に基づく政治活動のために使用中のものをいう。
- 4 「規制の対象が車両の全部である」とは、踏切道以外での通行禁止又は当該通行禁止に伴う指定方向外進行禁止の規制の対象車両がすべての車両であるということであり、適用除外とならないため通行できない。したがって、例えば、規制の対象を「車両（自転車を除く。）」とした場合は、車両のすべてに該当しないことから、適用除外となるため通行ができる。

第2 指導取締り

1 留意事項

選挙運動用自動車等の交通の指導取締りを行う場合は、次の点に留意し、濫用の防止に努めるとともに、取締り上の紛議を生じないようにしなければならない。

- (1) 選挙運動用自動車等の確認は、車両の前面の選挙運動用自動車等である旨の表示、標旗等により行うが、当該表示、標旗等のない車両であっても、その活動の実態によって公職選挙法に規定する選挙運動用自動車等かどうかを判断すること。
- (2) 選挙運動用自動車等が選挙運動又は政治活動の遂行のために使用されているかどうかを判断すること。
- (3) 選挙運動用自動車等が通行又は駐車することによって交通の安全と円滑が著しく阻害されていないかどうかを判断すること。

2 現場措置の要領

道路工事、交通事故の発生その他の事情により現に交通の渋滞若しくは危険がある場合又は選挙運動用自動車等が通行し、若しくは駐車することが道路における交通を混雑させ、若しくは危険を増大させるなど交通の安全と円滑が著しく阻害されることとなる場合は、選挙運動用自動車等に対して、他の道路を通行し、又は他の場所に駐車するように指示するとともに、現場の交通整理等により混雑又は危険の防止に努めるものとする。